

ショートステイ成島苑

利用料金のご案内

令和6年6月1日現在

<短期入所生活介護サービス費>

(1日あたりの単位数・利用料)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型ユニット短期入所生活介護費(Ⅰ)		704	772	847	918	987
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	18	18	18	18
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	82	89	98	106	114
合計金額(1日あたり) ※1割負担の場合		¥818	¥895	¥980	¥1,060	¥1,138

※山武市は7級地で1単位あたり10.17円になりますので、上記の合計単位数×10.17が保険請求額となり、うち1割または2割、3割が利用者負担額となります。

<居住費・食費>

(1日あたりの利用料)

居住費	第1段階	¥820
	第2段階	¥820
	第3段階①	¥1,310
	第3段階②	¥1,310
	第4段階	¥2,006
食費	第1段階	¥300
	第2段階	¥600
	第3段階①	¥1,000
	第3段階②	¥1,300
	第4段階	¥1,445

※食費内訳 (朝食：367 昼食：474 おやつ：100 夕食：504)

1日あたりの利用料金目安

(単位：円)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	第1段階	¥1,938	¥2,015	¥2,100	¥2,180	¥2,258
	第2段階	¥2,238	¥2,315	¥2,400	¥2,480	¥2,558
	第3段階①	¥3,128	¥3,205	¥3,290	¥3,370	¥3,448
	第3段階②	¥3,428	¥3,505	¥3,590	¥3,670	¥3,748
	第4段階	¥4,269	¥4,346	¥4,431	¥4,511	¥4,589
(2割負担)		¥5,087	¥5,241	¥5,411	¥5,571	¥5,727
(3割負担)		¥5,905	¥6,136	¥6,391	¥6,631	¥6,865

※第1段階から第4段階は、介護負担限度額を表します。介護保険負担限度額認定につきましては市役所への申請が必要です。

※利用料金は、要介護度・介護負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になる場合がございますので、ご了承ください。

(本人様の状況)	要介護	/	負担割合	割	/	負担限度額	段階
----------	-----	---	------	---	---	-------	----

※その他の各種加算料金

送迎加算（片道）	184単位	居宅と事業所間の送迎を行う場合。（1回につき）
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること
個別機能訓練加算	56単位/日	利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員がADL、IADLの維持・向上を目的として個別の機能訓練を実施した場合。
機能訓練体制加算	12単位/日	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置しているもの
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上、上回っている場合。但し、入居者の動向を検知できる見守り機器を導入している100分の15以上設置し、安全かつ有効に活用するための委員会を設置している場合には、最低基準を0.9以上
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の人が利用者の100分の50。当該事業所の従業員に、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導の会議を定期的に開催。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日	・認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定。
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。
医療連携強化加算	58単位/日	急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合。
看護体制加算【Ⅰ】	4単位/日	常勤の看護師を1名以上配置している事。
看護体制加算【Ⅱ】	8単位/日	看護職員の数が常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である事。
緊急短期入所受入加算	90単位/日	緊急に短期入所生活介護を受ける必要がある者を緊急利用として受け入れた場合。(7日間まで)
療養食加算	8単位/日	医師の指示による特別食が提供される場合。(1日につき3回を限度とする。)
在宅中重度受入加算 イ・ロ・ハ・ニ	右単位	利用していた訪問看護事業所に、利用者の健康管理を行わせた場合。 イ：421単位・ロ：417単位・ハ：413単位・ニ：425単位
サービス提供体制強化 加算【Ⅰ】	22単位	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上勤続10年以上 ②介護福祉士35%以上
サービス提供体制強化 加算【Ⅱ】	18単位	介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化 加算【Ⅲ】	6単位	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上

※その他の加算を算定させていただく場合は事前に相談させていただきます。

※その他の費用について

- 緊急時の病院受診代、薬代、歯科受診代、理美容代(カットのみ¥2200税込)、私物洗濯代等
○利用者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代。レクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。

料金・加算の変更について、了承いたしました。

令和 年 月 日

利用者名

代理人署名

Ⓜ (続柄)

ショートステイ成島苑

利用料金のご案内

令和6年6月1日現在

＜短期入所生活介護サービス費＞

(1日あたりの単位数・利用料)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型ユニット短期入所生活介護費(Ⅰ)	704	772	847	918	987
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	18	18	18	18
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	82	89	98	106	114
合計金額(1日あたり) ※1割負担の場合	¥818	¥895	¥980	¥1,060	¥1,138

※山武市は7級地で1単位あたり10.17円になりますので、上記の合計単位数×10.17が保険請求額となり、うち1割または2割、3割が利用者負担額となります。

＜居住費・食費＞

(1日あたりの利用料)

居住費	第1段階	¥820
	第2段階	¥820
	第3段階①	¥1,310
	第3段階②	¥1,310
	第4段階	¥2,006
食費	第1段階	¥300
	第2段階	¥600
	第3段階①	¥1,000
	第3段階②	¥1,300
	第4段階	¥1,445

※食費内訳 (朝食：367 昼食：474 おやつ：100 夕食：504)

1日あたりの利用料金目安

(単位：円)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
合計	第1段階	¥1,938	¥2,015	¥2,100	¥2,180	¥2,258
	第2段階	¥2,238	¥2,315	¥2,400	¥2,480	¥2,558
	第3段階①	¥3,128	¥3,205	¥3,290	¥3,370	¥3,448
	第3段階②	¥3,428	¥3,505	¥3,590	¥3,670	¥3,748
	第4段階	¥4,269	¥4,346	¥4,431	¥4,511	¥4,589
(2割負担)	¥5,087	¥5,241	¥5,411	¥5,571	¥5,727	
(3割負担)	¥5,905	¥6,136	¥6,391	¥6,631	¥6,865	

※第1段階から第4段階は、介護負担限度額を表します。介護保険負担限度額認定につきましては市役所への申請が必要です。

※利用料金は、要介護度・介護負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になることがございますので、ご了承ください。

※その他の各種加算料金

送迎加算（片道）	184単位	居宅と事業所間の送迎を行う場合。（1回につき）
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること
個別機能訓練加算	56単位/日	利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員がADL、IADLの維持・向上を目的として個別の機能訓練を実施した場合。
機能訓練体制加算	12単位/日	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置しているもの
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上、上回っている場合。但し、入居者の動向を検知できる見守り機器を導入している100分の15以上設置し、安全かつ有効に活用するための委員会を設置している場合には、最低基準を0.9以上
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方が利用者の100分の50。当該事業所の従業員に、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導の会議を定期的開催。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日	・認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定。
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。
医療連携強化加算	58単位/日	急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合。
看護体制加算【Ⅰ】	4単位/日	常勤の看護師を1名以上配置している事。
看護体制加算【Ⅱ】	8単位/日	看護職員の数が常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である事。
緊急短期入所受入加算	90単位/日	緊急に短期入所生活介護を受ける必要がある者を緊急利用として受け入れた場合。(7日間まで)
療養食加算	8単位/日	医師の指示による特別食が提供される場合。(1日につき3回を限度とする。)
在宅中重度受入加算 イ・ロ・ハ・ニ	右単位	利用していた訪問看護事業所に、利用者の健康管理を行わせた場合。 イ：421単位・ロ：417単位・ハ：413単位・ニ：425単位
サービス提供体制強化加算【Ⅰ】	22単位	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上勤続10年以上 ②介護福祉士35%以上
サービス提供体制強化加算【Ⅱ】	18単位	介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化加算【Ⅲ】	6単位	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上

※その他の加算を算定させていただく場合は事前に相談させていただきます。

※その他の費用について

- 緊急時の病院受診代、薬代、訪問歯科受診代、理美容代(カットのみ)¥2200(税込)
- 利用者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代。レクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。
- クリーニングが必要な衣類については、ご家族様でのご対応をお願いいたします。

ショートステイ成島苑

利用料金のご案内

令和6年6月1日現在

＜短期入所生活介護サービス費＞

(1日あたりの単位数・利用料)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型ユニット短期入所生活介護費(Ⅰ)	704	772	847	918	987
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	18	18	18	18
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	82	89	98	106	114
合計金額(1日あたり) ※1割負担の場合	¥818	¥895	¥980	¥1,060	¥1,138

※山武市は7級地で1単位あたり10.17円になりますので、上記の合計単位数×10.17が保険請求額となり、うち1割または2割、3割が利用者負担額となります。

＜居住費・食費＞

(1日あたりの利用料)

居住費	第1段階	¥820
	第2段階	¥820
	第3段階①	¥1,310
	第3段階②	¥1,310
	第4段階	¥2,006
食費	第1段階	¥300
	第2段階	¥600
	第3段階①	¥1,000
	第3段階②	¥1,300
	第4段階	¥1,445

※食費内訳 (朝食：367 昼食：474 おやつ：100 夕食：504)

1日あたりの利用料金目安

(単位：円)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
合計	第1段階	¥1,938	¥2,015	¥2,100	¥2,180	¥2,258
	第2段階	¥2,238	¥2,315	¥2,400	¥2,480	¥2,558
	第3段階①	¥3,128	¥3,205	¥3,290	¥3,370	¥3,448
	第3段階②	¥3,428	¥3,505	¥3,590	¥3,670	¥3,748
	第4段階	¥4,269	¥4,346	¥4,431	¥4,511	¥4,589
(2割負担)	¥5,087	¥5,241	¥5,411	¥5,571	¥5,727	
(3割負担)	¥5,905	¥6,136	¥6,391	¥6,631	¥6,865	

※第1段階から第4段階は、介護負担限度額を表します。介護保険負担限度額認定につきましては市役所への申請が必要です。

※利用料金は、要介護度・介護負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になることがございますので、ご了承ください。

※その他の各種加算料金

送迎加算（片道）	184単位	居宅と事業所間の送迎を行う場合。（1回につき）
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること
個別機能訓練加算	56単位/日	利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員がA D L、I A D Lの維持・向上を目的として個別の機能訓練を実施した場合。
機能訓練体制加算	12単位/日	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置しているもの
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上、上回っている場合。但し、入居者の動向を検知できる見守り機器を導入している100分の15以上設置し、安全かつ有効に活用するための委員会を設置している場合には、最低基準を0.9以上
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方が利用者の100分の50。当該事業所の従業員に、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導の会議を定期的で開催。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日	・認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定。
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。
医療連携強化加算	58単位/日	急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合。
看護体制加算【Ⅰ】	4単位/日	常勤の看護師を1名以上配置している事。
看護体制加算【Ⅱ】	8単位/日	看護職員の数が常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である事。
緊急短期入所受入加算	90単位/日	緊急に短期入所生活介護を受ける必要がある者を緊急利用として受け入れた場合。（7日間まで）
療養食加算	8単位/日	医師の指示による特別食が提供される場合。（1日につき3回を限度とする。）
在宅中重度受入加算 イ・ロ・ハ・ニ	右単位	利用していた訪問看護事業所に、利用者の健康管理を行わせた場合。 イ：421単位・ロ：417単位・ハ：413単位・ニ：425単位
サービス提供体制強化 加算【Ⅰ】	22単位	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上勤続10年以上 ②介護福祉士35%以上
サービス提供体制強化 加算【Ⅱ】	18単位	介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化 加算【Ⅲ】	6単位	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上

※その他の加算を算定させていただく場合は事前に相談させていただきます。

※その他の費用について

- 緊急時の病院受診代、薬代、歯科受診代、理美容代(カットのみ¥2200税込)、私物洗濯代等
○利用者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代。レクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。

料金・加算の説明内容について、了承いたしました。

説明者

㊞

令和 年 月 日

利用者名

代理人署名

㊞

(続柄

)